

二千六年の海上の労働に関する条約の二千十四年の改正

二千十四年四月十一日に特別三者委員会で採択された二千六年の海上の労働に関する条約の第2.5規則及び第

4.2 規則を実施する規範並びに付録の改正

I. 二千六年の海上の労働に関する条約の「第2.5規則 送還」を実施する規範（及び付録）の改正

A. A 2.5 基準に係わる改正

「A 2.5 基準 送還」を「A 2.5.1 基準 送還」に改め、同基準9の次に、次のA 2.5.2 基準を加える。

A 2.5.2 基準 金銭上の保証

1 この基準は、第2.5規則2の規定の実施に当たり、船員が遺棄された場合においてその船員を支援するための迅速かつ効果的な金銭上の保証の制度を提供することを確保するための要件を定める。

2 この基準の規定の適用上、船舶所有者がこの条約上の義務又は船員の雇用契約の条件に違反して次のことを行う場合には、その船員は、遺棄されたものとみなす。

(a) 船員の送還に係る費用を負担しないこと。

(b) 必要な処遇及び支援なしに船員を置き去りにしたこと。

(c) その他船員との関係を一方的に断絶したこと（契約上の賃金を少なくとも二箇月間支払わなかったことを含む。）。

3 加盟国は、自国を旗国とする船舶についてこの基準に定める要件を満たす金銭上の保証の制度が設けられることを確保する。金銭上の保証の制度は、社会保障制度若しくは保険又は国の基金その他これに類似する制度の形式をとることができる。この形式については、加盟国が関係のある船舶所有者団体及び船員団体と協議した後決定する。

4 金銭上の保証の制度は、加盟国を旗国とする船舶において遺棄された船員に対し、この基準の規定に従い、直接利用可能で十分な対象範囲があり、かつ、迅速な金銭上の援助を提供するものとする。

5 2 (b)の規定の適用上、船員に必要な処遇及び支援には、十分な食料、宿泊、飲料水の供給、船舶における生存に不可欠な燃料及び必要な医療を含む。

6 加盟国は、自国を旗国とする船舶であって、第5.1.1.3³規則1又は2の規定が適用されるものに対し、金銭上の保証の提供者によって発給された金銭上の保証の証明書その他の証拠書類を船舶内に備えることを要求する。それらの写しは、船員が利用することができるよう船舶内の目につきやすい場所に掲示する。二

以上の金銭上の保証の提供者が保証を提供する場合には、各提供者が提供した文書を船舶内に備える。

7 金銭上の保証の証明書その他の証拠書類には、付録A二―Iに掲げる情報を含める。これらの文書は、英語で作成し、又は英語による訳文を付する。

8 金銭上の保証の制度によって提供される援助は、船員又は船員が指名する代理人による要請に基づいて迅速に与えられるものとし、2の規定に基づいて権利を正当化する必要な根拠によって裏付けられる。

9 金銭上の保証の制度によって提供される援助は、第2.2規則及び第2.5規則の規定を考慮し、次の事項を対象とするために十分なものとする。

(a) 未払の賃金及び雇用契約、関連する団体交渉の合意又は旗国の国内法令に従って船舶所有者が船員に對して負っているその他の給付（未払の賃金の四箇月分及び未払のそのような給付の四箇月分に限る。）

(b) 船員が合理的に負担した全ての費用（10に規定する送還に係る費用を含む。）

(c) 船員に必要な不可欠なもの（十分な食料、必要な場合には衣類、宿泊、飲料水の供給、船舶における生存に不可欠な燃料、必要な医療その他の遺棄を構成する作為又は不作為から船員が自宅に到着するまでの合理的な費用を含む。）

10 送還に係る費用は、適当かつ迅速な手段（通常の場合には、航空機）による旅費を含むものとし、船員が船舶を離れた時から自宅に到着するまでの食料及び宿泊、必要な医療、所持品の移動及び輸送その他の遺棄に起因する合理的な費用の提供を含む。

11 金銭上の保証は、当該金銭上の保証の提供者が旗国の権限のある機関に対し少なくとも三十日前に通知しない限り、当該金銭上の保証の有効期間の満了前に終了しない。

12 保険その他の金銭上の保証の提供者がこの基準の規定に従って船員に対して支払を行った場合には、当該提供者は、支払額を限度として及び関係法令に基づき、代位、譲渡その他の方法によって、船員が有したであろう権利を取得する。

13 この基準のいかなる規定も、保険者又は金銭上の保証の提供者の第三者に対する求償権を害するものではない。

14 この基準の規定は、排他的であること又は遺棄された船員を補償するために利用可能な他の権利、請求若しくは救済手段を害することを意図するものではない。この基準の規定に基づいて補償の対象となり得る権利、請求又は救済手段に起因する他の財源から受領する金額から、この基準の規定に基づいて支払わ

れる金額を差し引くことができることについて、国内法令において定めることができる。

B. B 2.5 指針に係わる改正

B 2.5.2 指針の次に次の B 2.5.3 指針を加える。

B 2.5.3 指針 金銭上の保証

1 A 2.5.2 基準 8 の規定の実施に当たり、船員又は船員が指名する代理人の要請の特定の側面についての有効性の確認に時間を要する場合には、当該船員は、このことにより、要請する援助のうち正当と認められる部分について直ちに受領することを妨げられるべきでない。

C. 新たな付録を加える改正

付録 A 五―I の前に、次の付録を加える。

付録 A 二―I 第 2.5 規則 2 の規定に基づく金銭上の保証の証拠

A 2.5.2 基準 7 に規定する証明書その他の証拠書類には、次に掲げる情報を含める。

- (a) 船名
- (b) 船籍港
- (c) 船舶の呼出符号
- (d) 船舶の国際海事機関船舶識別番号
- (e) 金銭上の保証の提供者の氏名又は名称及び住所
- (f) 船員の救済の要請の取扱いについて責任を負う者又は団体の連絡先
- (g) 船舶所有者の氏名又は名称
- (h) 金銭上の保証の有効期間
- (i) 金銭上の保証の提供者による当該金銭上の保証が A 2.5.2 基準に定める要件を満たすことの証明

D・付録 A 五―Ⅰ、付録 A 五―Ⅱ、付録 A 五―Ⅲに係わる改正

付録 A 五―Ⅰの最後に、次の項目を加える。

送還のための金銭上の保証

付録A五―IIの海上労働遵守措置認定書第I部に掲げる国内的な要件の14の次に、次の項目を加える。

15 送還のための金銭上の保証（第2.5規則）

□

付録A五―IIの海上労働遵守措置認定書第II部に掲げる措置の14の次に、次の項目を加える。

15 送還のための金銭上の保証（第2.5規則）

□

付録A五―IIIの最後に、次の分野を加える。

送還のための金銭上の保証

II. 二千六年の海上の労働に関する条約の「第4.2規則 船舶所有者の責任」を実施する規範（及び付録）の改正

A. A 4.2 基準に係わる改正

「A 4.2 基準 船舶所有者の責任」を「A 4.2.1 基準 船舶所有者の責任」に改め、同基準7の次に、次の8か

ら14までを加える。

8 A.2.²基準に規定する契約上の請求に関する1(b)に規定する補償を確保するための金銭上の保証の制度が

次の最低限の条件を満たすことについて、国内法令において定める。

(a) 契約上の補償は、船員の雇用契約に定められている場合において、(c)の規定を害しないときは、その全額が遅滞なく支払われること。

(b) 契約上の金額を下回る支払を受け入れるよう圧力がないこと。

(c) 船員の長期の障害の性質上、当該船員が補償を受ける権利を有する可能性のある補償の全額について評価することが難しい場合には、著しい苦難を避けるため、当該船員に暫定的な支払を行うこと。

(d) 船員は、第4.2規則2の規定に基づいて他の法的な権利を害されことなく支払を受けること。ただし、船舶所有者は、当該支払から、当該船員から当該船舶所有者に対する他の請求に起因する損害であつて同一の事件に起因するものを差し引くことができる。

(e) 関係する船員、その近親者又は当該船員の代理人若しくは指定された受益者は、契約上の補償を直接請求することができる。

9 船舶所有者の金銭上の保証が取り消され、又は終了することとなる場合には、船員が事前に通知を受けることについて、国内法令において確保する。

10 船舶所有者の金銭上の保証が取り消され、又は終了する場合には、旗国の権限のある機関が金銭上の保証の提供者から通知を受けることについて、国内法令において確保する。

11 加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し、金銭上の保証の提供者によって発給された金銭上の保証の証明書その他の証拠書類を船舶内に備えることを要求する。それらの写しは、船員が利用することができるように船舶内の目につきやすい場所に掲示する。二以上の金銭上の保証の提供者が保証を提供する場合に、各提供者が提供した文書を船舶内に備える。

12 金銭上の保証は、当該金銭上の保証の提供者が旗国の権限のある機関に対し少なくとも三十日前に通知しない限り、当該金銭上の保証の有効期間の満了前に終了しない。

13 金銭上の保証は、対象となる契約上の請求であって当該書類が有効である期間中に生じた全てのものについての支払を定める。

14 金銭上の保証の証明書その他の証拠書類には、付録A四―Iに掲げる情報を含める。これらの文書は、

英語で作成し、又は英語による訳文を付する。

A 4.2.1 基準の次に、次の A 4.2.2 基準を加える。

A 4.2.2 基準 契約上の請求の取扱い

1 A 4.2.1 基準 8 の規定及びこの基準の規定の適用上、「契約上の請求」とは、国内法令、船員の雇用契約又は団体交渉の合意に規定する職業上の負傷、疾病又は危険に起因する船員の死亡又は長期の障害に係る請求をいう。

2 A 4.2.1 基準 1 (b) に規定する金銭上の保証の制度は、社会保障制度若しくは保険又は基金その他これに類似する制度の形式をとることができる。この形式については、加盟国が関係のある船舶所有者団体及び船員団体と協議した後決定する。

3 迅速かつ公正な手続を通じて、A 4.2.1 基準 8 に規定する補償に関する契約上の請求を受領し、取り扱い、及び公平に解決するための効果的な措置がとられていることについて、国内法令において確保する。

B 4.2 指針に係わる改正

第 4.2 規則中「B 4.2 指針 船舶所有者の責任」を「B 4.2.1 指針 船舶所有者の責任」に改め、同規則 B 4.2.1 指針

1 中「A 4.2 基準 3 (a)」を「A 4.2.1 基準 3 (a)」に改め、同指針 3 の次に、次の B 4.2.2 指針を加える。

B 4.2.2 指針 契約上の請求の取扱い

1 契約上の請求の支払の当事者が、付録 B 四―I に規定する受領及び免除の様式のひな形を用いることができることについて、国内法令において定めるべきである。

C. 新たな付録を加える改正

付録 A 二―I の次に、次の付録を加える。

付録 A 四―I 第 4.2 規則の規定に基づく金銭上の保証の証拠

A 4.2.1 基準 14 の規定に基づく金銭上の保証の証明書その他の証拠書類には、次に掲げる情報を含める。

(a) 船名

(b) 船籍港

(c) 船舶の呼出符号

- (d) 船舶の国際海事機関船舶識別番号
- (e) 金銭上の保証の提供者の氏名又は名称及び住所
- (f) 船員の救済の要請の取扱いについて責任を負う者又は団体の連絡先
- (g) 船舶所有者の氏名又は名称
- (h) 金銭上の保証の有効期間
- (i) 金銭上の保証の提供者による当該金銭上の保証が A 4.2.1 基準に定める要件を満たすことの証明

付録 A 四－I の次に、次の付録を加える。

付録 B 四－I

受領及び免除の様式のひな形

B 4.2.2 指針に規定するもの

船舶（船名、船籍港及び国際海事機関船舶識別番号）

事件（日付及び場所）

船員／法定相続人／被扶養者

船舶所有者

私〔船員〕〔船員の法定相続人／被扶養者〕（注）は、〔私の〕〔当該船員の〕（注）雇用条件に従い身体
の障害／死亡に対する契約上の補償を支払う船舶所有者の義務を履行する〔通貨及び金額〕の受領をここに
確認するとともに、当該船舶所有者に対し、当該雇用条件に基づく義務をここに免除する。

その支払は、請求についての責任を認めることなく行われるとともに、利用可能であり、かつ、当該事件
から生ずる過失、不法行為、法令に基づく義務の違反その他の法律上の救済に関する法律上の請求を追求す
る〔私〕〔当該船員の法定相続人／被扶養者〕（注）の権利を害することなく受領される。

日付

船員／法定相続人／被扶養者

署名

受領の確認のために

船舶所有者／船舶所有者の代理人

署名

金銭上の保証の提供者

署名

注 適切な場合には削除する。

D. 付録A五―Ⅰ、付録A五―Ⅱ、付録A五―Ⅲに係わる改正

付録A五―Ⅰの最後に、次の項目を加える。

船舶所有者の責任に関する金銭上の保証

付録A五―Ⅱの海上労働遵守措置認定書第Ⅰ部に掲げる国内的な要件の最後の項目として、次の項目を加える。

16 船舶所有者の責任に関する金銭上の保証 (第4.2規則)

□

付録A五―Ⅱの海上労働遵守措置認定書第Ⅱ部に掲げる措置の最後の項目として、次の項目を加える。

16 船舶所有者の責任に関する金銭上の保証 (第4.2規則)

□

付録A五―Ⅲの最後に、次の分野を加える。

船舶所有者の責任に関する金銭上の保証